

教育委員会の権限事務に関する教育長の臨時代理（沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則を廃止する規則）

文化財課

沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則を廃止する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月19日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により制定したので、同条第2項の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則を廃止する規則）
沖縄県文化財保護指導委員の職を廃止する教育委員会規則

2 廃止の経緯及び必要性

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、特別職の任用が厳格化され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、令和2年度から沖縄県文化財保護指導委員の職を廃止することから、規則を廃止する必要がある。

3 廃止案の概要

- (1) 沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則を廃止する。
- (2) この規則は、令和2年4月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和2年3月31日
施行年月日 令和2年4月1日

5 根拠法令

特になし

6 添付資料

別紙のとおり（廃止された規則）

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第191条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に、文化財保護指導委員(以下「指導委員」という。)を置く。

(業務)

第2条 指導委員は、文化財について随時巡視を行い、及び所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行う。

(定数)

第3条 指導委員は、30人以内とする。

(委嘱)

第4条 指導委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 指導委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 指導委員は、再任されることができる。
- 4 指導委員は、非常勤とする。

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年7月26日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。